

令和 8 年度 物品・役務 第 9 号

甲良町下水道ストックマネジメント実施方針策定業務

業務委託仕様書

甲良町 建設水道課

件 名 令和8年度 物品・役務 第9号 甲良町下水道ストックマネジメント実施方針策定業務

場 所 甲良町一円

期 間 契約締結日から令和9年1月29日

甲良町下水道ストックマネジメント実施方針策定業務 一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）では、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、「平成27年度 測設 第7号 甲良町下水道管路施設管理計画基本構想業務委託」及び、「平成29年度 測設第7号 甲良町公共下水道マンホール蓋ストックマネジメント基本計画策定委託業務」にて整理されている検討内容や施設情報を活用し、近年の状況等に応じて実態に即した「点検調査計画」を策定するものとする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、本庁の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）管理技術者届 （ニ）職務分担表

（ホ）完了届 （ヘ）納品書 （ト）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者及び照査技術者は、以下の条件を全て満たす者でなければならない。
 - ア 技術士（総合技術監理部門（下水道））及び下水道管路管理技士（総合技師）の資格を有する者。
 - イ 過去５年以内に管きょ、マンホール及びマンホールふたを対象にしたストックマネジメント実施方針策定業務（点検・調査計画の策定を行ったものに限る。）を管理技術者として完了した実績を有すること。
- (3) 本委託において管理技術者、照査技術者、担当技術者それぞれの兼務は認めない。
- (4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に本町の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、本町の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本町、受注者協議の上、これを定める。

第２章 実施方針策定一般

2.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受注者は本町と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と本町は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 実施方針策定基準等

実施方針策定に当っては、本町の指定する図書及び本仕様書第3章参考図書に基づき、実施方針策定を行う上でその基準となる事項について本町と協議の上、定めるものとする。

2.3 実施方針策定上の疑義

実施方針策定上の疑義が生じた場合は、本町との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.4 実施方針策定の資料

実施方針策定の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

本町は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、下水道台帳、道路台帳、TVカメラ調査書又は目視調査（潜行目視調査・マンホール目視調査）報告書及び調書等の資料を所定の手続によって貸与する。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第3章 参考図書

3.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 本町の下水道標準構造図
- (2) 本町の下水道維持管理指針
- (3) 本町の下水道改築マニュアル
- (4) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (5) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (6) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (8) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- (10) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (11) 合流式下水道越流水対策と暫定指針（日本下水道協会）
- (12) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
- (13) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（日本下水道協会）
- (14) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (15) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (16) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術機構）
- (17) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）
- (18) 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- (19) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (20) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (21) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）

- (22) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (23) 管きょの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (24) 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (25) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（下水道事業支援センター）
- (26) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (27) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））

甲良町公共下水道ストックマネジメント実施方針策定業務 業務仕様書

1. 業務目的

ストックマネジメント実施方針（管路施設）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定するものである。

本業務は、「平成 27 年度 測設 第 7 号 甲良町下水道管路施設管理計画基本構想業務委託」及び、「平成 29 年度 測設 第 7 号 甲良町公共下水道マンホール蓋ストックマネジメント基本計画策定委託業務」にて整理されている検討内容や施設情報を活用し、近年の状況等に応じて実態に即した「点検調査計画」を策定するものとする。

2. 業務の対象

（１） 委託箇所

（２） 委託対象施設

（イ）管路施設ストックマネジメント実施方針

管路施設	業務対象の有無等
管きよ	☒ 有 ・ 無
マンホール	☒ 有 ・ 無
マンホールふた	☒ 有 ・ 無
取付管	有 ・ ☐ 無
ま す	有 ・ ☐ 無
マンホールポンプ場	有 ・ ☐ 無

（ロ）（イ）のうち修繕・改築計画

管路施設	業務対象の有無等
管きよ	有 ・ ☐ 無
マンホール	有 ・ ☐ 無
マンホールふた	有 ・ ☐ 無
取付管	有 ・ ☐ 無
ま す	有 ・ ☐ 無
マンホールポンプ場	有 ・ ☐ 無

(3) 設計条件項目

設計条件項目表（参考）

作 業 項 目		設 計 条 件
施設情報の 収集・整理 設計面積 403ha	施設情報収集・整理	有 ・ ☐ 無
	施設情報の電子データ化 （マンホールポンプ場以外）	有 ・ ☐ 無
	施設情報の電子データ化 （マンホールポンプ場 CADデータ）	有 ・ ☐ 無
	現地踏査 数量 L-87. km/1 式	☒ 有 ・ 無
リスクの評価 ※ 1	リスクの特定	☒ 有 ・ 無
	被害規模の検討	有 ・ ☐ 無
	発生確率の検討	有 ・ ☐ 無
	リスクの評価	☒ 有 ・ 無
施設管理の目標設定		有 ・ ☐ 無
長期的な改築 事業のシナリオ 設定	管理方法の選定	有 ・ ☐ 無
	改築条件の設定	有 ・ ☐ 無
	最適な改築シナリオの選定	有 ・ ☐ 無
	長期的な改築事業のシナリオ設定の とりまとめ	有 ・ ☐ 無
点検・調査 計画の策定	環境区分の設定	☒ 有 ・ 無
	点検・調査頻度の検討	☒ 有 ・ 無
	優先順位の検討	有 ・ ☐ 無
	点検・調査における単位・項目の検討	☒ 有 ・ 無
	点検・調査対象施設・実施時期の設定	有 ・ ☐ 無
	点検・調査方法の検討	☒ 有 ・ 無
	概算費用の算定	有 ・ ☐ 無
	点検・調査計画のとりまとめ	☒ 有 ・ 無
点検・調査の実施		有 ・ ☐ 無
修繕・改築計画の策定		有 ・ ☐ 無
関係機関への説明資料作成		有 ・ ☐ 無
照査		☒ 有 ・ 無
報告書作成		☒ 有 ・ 無
設計協議		第 1 回・中間・最終 各 1 回
関係機関協議		有 ・ ☐ 無
貸与資料	点検・調査データ	☒ 有（貸与形式：紙・電子データ）、無
	管路施設データ	☒ 有（貸与形式：紙・電子データ）、無
	維持管理データ	☒ 有（貸与形式：紙・電子データ）、無

3. その他の特記事項

(1) 詳細調査

詳細調査項目	調査の有無	調査数量
潜行目視調査 (内径 800 mm以上)	有 ・ ☐ 無	— km
ＴＶカメラ調査 (内径 800 mm未満及び必要と判断 される箇所)	有 ・ ☐ 無	— km
取付管調査	有 ・ ☐ 無	— 箇所
マンホール目視調査 (上下流管路施設含む) ※ 1	有 ・ ☐ 無	— 箇所
マンホール巡視・点検調査 (管口含む) ※ 2	有 ・ ☐ 無	— 箇所
マンホールふた巡視 ・点検調査	有 ・ ☐ 無	— 箇所
測 量	有 ・ ☐ 無	基準点測量 — km 水準測量 — km 縦断測量 — km 管路施設断面・寸法 — 箇所

※ 1 マンホール内に入ってライトを用いて管路施設内を目視調査する。

※ 2 地上からライトを用いてマンホール内面及び管口を目視点検又は簡易ＴＶカメラ調査する。

※調査項目は、必要に応じて追加、削除する。

4. 業務内容

4.1 施設情報の収集・整理

管路施設のリスク評価、管理目標の設定、点検・調査計画に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。

収集すべき資料は、管路施設のリスク評価、管理目標の設定、点検・調査計画に必要な施設情報の収集資料は甲良町下水道台帳を使用する。

(1) 施設情報収集・整理は設計書に含まない。

(イ) 関連計画に関する情報の収集・整理

- ① 下水道計画（全体計画、事業計画）
- ② 災害対策計画（地震・津波対策計画）

(ロ) 諸元に関する情報の収集・整理

- ① 名称
- ② 設置年度及び設置価格
- ③ 所在地
- ④ 材質、形状寸法（管径）、能力、延長、土被り
- ⑤ 管路施設の重要度等

(ハ) リスクの検討に関する情報の収集・整理

- ① 点検・調査結果
- ② 地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度
- ③ 施設の周辺環境条件等

(二) 点検・調査に関する情報の収集・整理

- ① 図面
- ② 施設状態（劣化の程度）

③ 維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録、清掃記録、管路施設内水位情報）等

（ホ）修繕・改築に関する情報の収集・整理

- ① 経過年数
- ② 標準耐用年数
- ③ 改築費用（または改築単価）
- ④ 緊急度、健全度等
- ⑤ 運転及び水質記録等

（２）現地踏査は今回の設計書に含む。

既存の施設情報収集で得られた情報に基づき、特に地域特性、土地利用等の現地の状況確認が必要な箇所を対象として現地踏査により確認を行う。

（３）施設情報の収集・整理

管路施設のリスク評価、管理目標の設定、点検・調査計画に必要な施設情報の収集・整理は甲良町下水道台帳を以って整理する。

4.2 リスクの評価

点検・調査及び修繕・改築の優先順位等を設定するため、リスクを特定し、施設の重要度に基づく被害規模（影響度）及び発生確率（不具合の起こりやすさ）を検討する。リスクの評価では、以下の事項について検討する。なお、作業に当たっては前回計画の見直し程度を想定している。

（１）リスクの特定

下水道事業者側に起因するリスクと起因しないリスクを抽出し、管路施設の点検・調査あるいは修繕・改築で対応するリスクを特定する。

（２）被害規模の検討は設計書に含まない。

（３）発生確率の検討は設計書に含まない。

（４）リスクの評価

点検・調査及び修繕・改築計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。

4.3 点検・調査計画の策定

長期的な視点から点検・調査の頻度、優先順位、単位、項目について、国調査にある重要管路と枝線の点検の考え方（案）に基づき、区分設定後に、一般環境下と腐食環境下到大別して検討する。（下表参照）

表 調査・点検計画の策定 大別

対 象	区 分	大 別	調査・点検頻度	調査年度延長	備考
管きょ延長 87 k m	国調査にある重要管路 及び枝線延長 39 k m	一般環境下 腐食環境下	1 回/5 年	0.4 k m/1 年	
	その他 48 k m	一般環境下	1 回/20 年	0.2 k m/1 年	

（１）環境区分の設定

管きょ、マンホールふた、マンホールの対象とする施設ごとに、腐食劣化の実態や、これまでの点検・調査において把握した腐食環境等を踏まえて、一般環境下と腐食環境下の区分設定を行う。

ただし、マンホールふたは一般環境下の扱いとする。

（２）点検・調査頻度の検討

（一般環境下）

過去の点検・調査結果や施設の重要度に応じた調査頻度を設定するとともに、調査頻度を踏まえて点検頻度を設定する。

（腐食環境下）

腐食環境条件等を踏まえて、点検の実施頻度を設定する。また、点検結果と施設の重要度に基づき調査の実施頻度を設定する。

（３）点検・調査における単位・項目の検討

（一般環境下）

清掃及び調査の必要性判断のための点検項目の検討、劣化診断及び健全度の評価に必要な調査項目の検討を行う。

また、管路施設の異常の程度の評価基準及び緊急度・健全度の判定基準を検討する。

（腐食環境下）

一般環境下の考え方に準じる。

（４）点検・調査の方法の検討

（一般環境下）

施設の諸元、特性やリスクの評価結果を踏まえて点検・調査方法の検討及び清掃・点検・調査の合理的組合せを検討する。

（腐食環境下）

一般環境下の考え方に準じる。

（５）点検・調査計画のとりまとめ

（１）～（４）の検討結果を点検・調査計画として取りまとめる。

4.4 報告書作成

報告書作成では、管路施設ストックマネジメント実施方針に係るとりまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、リスク評価の概要、点検・調査計画の概要、その他必要資料等を集成するものとする。

4.5 照査

（１）照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

（２）照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

（３）照査事項

受注者は実施方針策定全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- ① 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- ② 検討の方法及びその内容に関する照査
- ③ 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- ④ 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性に関する照査

4.6 提出図書

（１）提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼とする。

図書名

形状寸法・提出部数

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (イ) 報告書 | A 4 ・ 3 部 |
| (ロ) 打合せ議事録 | A 4 ・ 3 部 |
| (ハ) その他参考資料 | 原稿 一式 |
| (ニ) 発注者が指示する資料及び電子成果品 | 原稿 一式 |
| (ホ) 上記図書の電子成果品 | CD-R 又は DVD-R 一式 |
- (2) 成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ本町と協議する。
- (3) 製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。